

江府町条例制定（改廃）請求代表者証明書の交付について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 91 条第 2 項の規定により、
次のとおり江府町条例制定（改廃）請求代表者証明書を交付した。

令和 7 年 3 月 7 日

江府町長 白石祐治

1 証明書を交付した者の住所及び氏名

鳥取県日野郡江府町久連 495 番地 1 末次美喜枝

2 交付年月日

令和 7 年 3 月 7 日